



令和 8 年 4 月 28 日
海 上 保 安 庁

「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定 ～災害給付における給付基礎額、介護給付額等を改定～

海上保安官に協力援助した者等に対して給付する災害給付のうち、給付基礎額並びに介護給付及び葬祭給付の金額の改定を行うため、標記政令が、本日閣議決定されました。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和 28 年政令第 62 号。以下「施行令」という。）においては、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和 28 年法律第 33 号）に基づき、海上保安官の職務遂行に協力援助した者等が災害を受けた場合に、国が給付すべき災害給付の金額等が定められている。

具体的な金額等については、国家公務員災害補償法（昭和 26 年法律第 191 号。以下「補償法」という。）の補償制度や一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「給与法」という。）に規定される俸給月額等を参考としている。

2. 概要

（1）給付基礎額の基本額及び限度額の改定（施行令第 3 条第 1 項関係）

令和 7 年 12 月に給与法の一部が改正され、同法に定める俸給月額が改定されたことから、これに合わせ、施行令における給付基礎額の基本額及び限度額を改定することとする。

- ① 基本額：9,700 円（現行）→10,000 円（改定後）
- ② 限度額：14,500 円（現行）→15,000 円（改定後）

（2）介護給付の月額の改定（施行令第 4 条の 2 第 2 項関係）

補償法に規定する「介護補償」の月額が引き上げられたことから、施行令においても同様に「介護給付」の月額を改定することとする。

- ① 常時介護を要する場合
家族等による介護を受けた場合の月額：85,490 円（現行）→90,790 円（改定後）
- ② 随時介護を要する場合
家族等による介護を受けた場合の月額：42,700 円（現行）→45,400 円（改定後）

（3）葬祭給付の定額部分の改定（施行令第 16 条関係）

補償法に規定する「葬祭補償」の定額部分が引き上げられたことから、施行令においても同様に「葬祭給付」の定額部分を改定することとする。

315,000 円＋給付基礎額×30（現行）→330,000 円＋給付基礎額×30（改定後）

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 8 年 5 月 7 日

施 行：公布の日（令和 8 年 4 月 1 日から適用する。）

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 1 給付基礎額の基本額を一万円に、同基礎額の限度額を一万五千円に、それぞれ引き上げる。(第三条第一項関係)
- 2 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を九万七千九百九十円に、随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合の介護給付の額を四万五千四百円に、それぞれ引き上げる。(第四条の二第二項関係)
- 3 葬祭給付の定額部分を三十三万円に引き上げる。(第十六条関係)
- 4 この政令は、公布の日から施行する。(附則第一項関係)
- 5 所要の経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)

政令第 号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「九千七百円」を「一万円」に改め、同項ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改める。

第四条の二第二項第二号中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同項第四号中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

第十六条中「三十一万五千円」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三条第一項の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の第四条の二第二項及び第十六条の規定は、令和八年四月一日以後に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付及び葬祭給付については、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢に鑑み、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付における給付基礎額並びに介護給付及び葬祭給付の金額の改定を行う必要があるからである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給付基礎額）</p> <p>第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、一万円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万五千円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が九万七千九百九十円以下である場合に限る。） 九万七千九百九十円</p>	<p>（給付基礎額）</p> <p>第三条 次条、第四条、第七条、第十二条、第十六条及び第十九条に規定する給付基礎額（以下この条において「給付基礎額」という。）は、九千七百円とする。ただし、その額が、協力援助者（法第五条第一項第一号に規定する協力援助者をいう。以下同じ。）の通常の収入の日額に比し公正を欠くと認められる場合にあつては、一万四千五百円を超えない範囲内において相当と認められる額とする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（介護給付）</p> <p>第四条の二 （略）</p> <p>2 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護給付を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第四号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が八万五千四百九十円以下である場合に限る。） 八万五千四百九十円</p>

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万五千四百円以下である場合に限る。） 四万五千四百円

(葬祭給付の金額)

第十六条 法第五条第一項第六号に規定する葬祭給付の金額は、三十三万円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額とする。

三 (略)

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万二千七百円以下である場合に限る。） 四万二千七百円

(葬祭給付の金額)

第十六条 法第五条第一項第六号に規定する葬祭給付の金額は、三十一万五千円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額とする。